

東京情報大学大学院奨学生規程細則

(目的)

第1条 この細則は、東京情報大学大学院奨学生規程(以下「規程」という。)第11条に基づき、規程の運用に関し必要な事項を定める。

(奨学生の選考、決定及び人数)

第2条 奨学生の選考、決定は、総合情報学研究科委員会(以下「委員会」という。)において、入学試験の合否判定を行う際に、入学試験の成績及び本学の学部(大学院を含む。)の成績等を基に審議のうえ、学長が決定する。

2 第一種奨学生の選考、決定及び人数は以下のとおりとする。

(1) 博士前期課程は、入学試験の成績等を基に選考する。採用数は、入学定員の3分の1以内とする。

また、東京情報大学大学院学則第20条第1項第1号(大学院の入学資格)に規定する大学を卒業した者については、学部の成績を本大学の算定方法により算出したGPAが3.2以上の者を対象とする。

(2) 博士後期課程は、入学試験の合格者とし、採用数は合格者全員とする。

3 第二種奨学生の選考、決定及び人数は以下のとおりとする。

博士前期課程は、入学試験の成績等を基に選考する。採用数は、第一種奨学生と合算し各年次の入学定員以内とする。

また、東京情報大学大学院学則第20条第1項第1号(大学院の入学資格)に規定する大学を卒業した者については、学部の成績を本大学の算定方法により算出したGPAが原則として、3.0以上の者を対象とする。

4 第三種奨学生の採用数は、規程第4条第2項の規定のとおり該当者全員とする。

(奨学金の支給方法)

第3条 第一種奨学生は、各年次の授業料の全額、第二種奨学生は各年次の授業料の2分の1相当額を減免することによって支給するものとする。

2 第三種奨学生は、入学時の入学金の全額相当額を減免することによって支給するものとする。

(支給期間)

第4条 奨学金額の支給期間は、規程第6条の範囲内で、途中採用は認めない。

(奨学生資格の喪失等)

第5条 規程第8条に定める奨学生資格の喪失等については、次のとおりとする。

(1) 規程第8条第1項第1号又は第2号の該当者については、学籍処理後に学生教務課が学長にその旨を報告し、奨学生資格を取り消すものとする。

(2) 学年進行する奨学生の内、規程第8条第1項第3号に該当しない者としての確認を行うため、学生教務課は毎年2月末日までに奨学生資格確認書及び学業成績(博士後期課程は除く)を各系列から提出を求める。この条文に該当する者については、学生教務課は研究科委員長(以下「委員長」という。)と協議し、委員長は委員会に諮り、学長の決定により奨学生資格を取り消すものとする。

(3) 学年途中で規程第8条第1項第3号に該当すると判断される者がいるとき、系列指導教授は学生教務課に報告する。学生教務課は委員長と協議し、委員長は委員会に諮り、学長の決定により奨学生資格を取り消すものとする。

(4) 規程第8条第2項に該当する者については、学生教務課と委員長が協議し、委員長は委員会に諮り、学長が決定する。

(奨学金の返還)

第6条 規程第9条第1項により、奨学金の一部又は全部を返還させる場合は、委員会で審議の上、学長が決定する。

(規程の改廃)

第7条 この細則の改廃は、委員会の議を経て行う。

(雑則)

第8条 この細則の運用に関し疑義が生じた場合は、委員会の議を経てこれを定める。

附 則

この細則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 1 0 年度以前の入学生については、従前の細則を適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 1 3 年度以前の入学生については、従前の細則を適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 1 4 年度以前の入学生については、従前の細則を適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 1 6 年度以前の入学生については、従前の細則を適用する。

附 則

- 1 この細則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 2 1 年度以前の入学生については、従前の細則を適用する。

附 則

この細則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。